

三春町街なか賑わい創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の中心市街地の空き店舗を店舗、その他商店街の魅力向上に寄与する施設として活用するために店舗入居者を支援する事業（以下「街なか賑わい創出事業」という。）を実施する事業実施団体に対し、三春町補助金等の交付に関する規則（平成17年三春町規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付することについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 三春町都市計画区域における商業地域及び近隣商業地域をいう。
- (2) 商店街 小売業、サービス業等を営む相当数の店舗数が近接して事業を営み、社会通念上買い物場として認識されている区域であって、人又は車が常時通行できる道路を包含するものをいう。
- (3) 空き店舗 次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。
 - ア 店舗として入居者を募集している建物、以前に店舗として使用されていた店舗併用住宅その他商店街活性化のため町長が必要と認める空き施設であること。
 - イ 道路に面した建物の1階に位置すること。ただし、建物の1階を使用できない合理的な理由があり、かつ、2階以上における営業でも確実な集客が見込まれ、商店街活性化に寄与すると認められる場合には、この限りではない。
 - ウ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条に規定する大規模小売店舗でないこと。
- (4) 事業実施団体 商店街振興組合、事業協同組合、任意商店会、商工会、まちづくり会社、特定非営利活動法人（ただし、地元商店街と連携して実施することが確実な場合のみ。）、民間事業者（定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者に限る。）をいう。
- (5) 店舗入居者 空き店舗を利用して新規に開業するものをいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 街なか賑わい創出事業の内容、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(申請書の様式等)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業実施団体は、三春町街なか賑わい創出事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、2部とする。

(交付決定補助事業の変更等)

第5条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助事業の内容を変更、中止、廃止する場合は、三春町街なか賑わい創出事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに三春町街なか賑わい創出事業遅延等報告書(様式第5号)を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

3 規則第7条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 経費の配分の変更のうち補助金額に変更がなく、20%以内の変更をする場合

(2) その他事業計画の細部を変更する場合

(概算払)

第6条 町長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、三春町街なか賑わい創出事業補助金概算払請求書(様式第6号)に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(1) 概算払を必要とする理由書

(2) 概算払請求の根拠となる当期における所要額及び事業進捗状況に関する書類

(3) 賃貸借契約書の写し

(状況報告)

第7条 補助事業者は、補助事業等の遂行状況について、三春町街なか賑わい創出事業実施状況報告書(様式第7号)により、当該年度の4月1日から9月30日までの補助事業の遂行状況について、10月10日までに提出するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業完了の日(事業廃止について町長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して14日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに三春町街なか賑わい創出事業実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(1) 収支精算書(様式第9号)

(2) 事業実績書(様式第10号)

(3) 賃貸借契約書の写し

(4) 事業の実施状況が分かる書類又は写真

(5) その他竣工検査に要する書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告があったときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金の交付

額を確定するものとする。ただし、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から14日以内とする。

(補助金の交付の請求)

第10条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定があったときは、三春町街なか賑わい創出事業補助金交付請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(会計帳簿の整理等)

第11条 補助金等の交付を受けた事業実施団体は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第12条 事業実施団体は、補助金等の交付申請を行うにあたり、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 事業実施団体は、実績報告を行うにあたり、補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 事業実施団体は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から施行する。